

やまなし観光推進機構特別事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、信玄公祭りを円滑に執行するとともに、全国屈指の武者祭りとして育成し、山梨県の観光振興の促進に資するため、公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）が行う特別事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる事業及びその補助率)

第2条 前条に規定する特別事業とは次の各号に定める事業とし、この補助金の限度額及び補助率は予算の定めるところによる。

- (1) 信玄公祭り甲州軍団出陣事業
- (2) 信玄公祭り関連の各地方行事への助成事業
- (3) 信玄公祭りの宣伝・広報事業
- (4) 信玄公祭りの在り方検討事業
- (5) その他知事が必要と認める事業

(補助金の交付申請等)

第3条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、規則第4条の規定により別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他必要な書類

2 機構は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、第3条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
 - (2) 前号における軽微な変更とは、次に示すとおりとする。
 - イ 事業の内容に変更を伴わないもので、補助事業の各事業相互間におけるいずれか低い額の概ね20%以内の経費の配分の変更をいう。
 - ロ 補助事業等の遂行過程で生じた事情変更等により、事業内容が変更するものであるが、その変更内容が軽微であり、承認にかかわらしめるほどのことがないようなものであって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないものをいう。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
 - 3 知事は、第3条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付方法）

- 第6条 知事は、補助金を補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までに精算払いとして交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いにより交付することができる。
- 2 機構は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助事業の完了後、補助金の交付までがなされた日又は概算払いによる返還がなされた日をもって事業の完了日とする。

（状況報告）

- 第7条 機構は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期（第4四半期を除く）の末日において、遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第8条 機構は、当該事業が完了した日若しくは第5条第1項第1号の規定による廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は完了した日の属する年度の3月1日のいずれか早い期日までに、規則第12条の規定による事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 実施状況の写真
 - (4) その他必要な書類
- 2 機構は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額

が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 3 事業が完了しない場合において、補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、機構は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る事業実績報告書（様式第6号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 知事は、事業実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により機構に通知するものとする。

- 2 知事は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い期日までとする。
- 4 第2項において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 機構は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金に係る経理）

第11条 機構は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附則 この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4年 3月14日から施行する。

附則 この要綱は、令和 7年 3月31日から施行し、令和 7年 4月 1日から適用する。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし観光推進機構特別事業補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容

第 回信玄公祭りを円滑に執行するとともに、全国屈指の武者祭りとして育成し、山梨県の観光振興の促進に資するため、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第 2 条に定める事業を実施する。
- 3 交付申請額 ¥
- 4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他必要な書類

公益社団法人やまなし観光推進機構理事長殿

山梨県知事

やまなし観光推進機構特別事業補助金交付決定通知書

○年○月○日付けで申請のあったやまなし観光推進機構特別事業補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、○年○月○日付けで申請のあった特別事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - （1）補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）を提出し、知事の承認を受けること。
 - （2）前号における軽微な変更とは、次に示すとおりとする。
 - ア 事業の内容に変更を伴わないもので、補助事業の各事業相互間におけるいずれか低い額の概ね 20 % 以内の経費の配分の変更をいう。
 - イ 補助事業等の遂行過程で生じた事情変更等により、事業内容が変更するものであるが、その変更内容が軽微であり、承認にかかわらしめるほどのことがないようなものであって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないものをいう。
 - （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - （4）知事は、第 3 条第 2 項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
 - （5）知事は、第 3 条第 2 項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助

金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は完了した日の属する年度の3月1日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助金の額を確定した際に、既にその額を超える補助金が交付されている場合の措置

- (1) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- (2) 補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い期日までとする。
- (3) 返還期限内に納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

10 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- (1) 補助事業完了後、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、すみやかに知事に報告しなければならない。
- (2) 報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

- 11 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし観光推進機構特別事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け観振第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により、事業計画を変更（中止・廃止）したいので、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

様式第 4 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし観光推進機構特別事業補助金概算払請求書

年 月 日付け観振第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名
(2) 口座振替 振替先銀行名
口座名

預金種別 (当座・普通)
No.

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし観光推進機構特別事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、 月 日現在の事業遂行状況を次のとおり報告します。

区 分		計 画		遂行状況			支出済額	概算払い 受領済額	備 考
		事業費	交付額	事業 着手	事業 完了 予定	進 捗 率			
		円	円	年月 日	年月 日	%	円	円	
やまなし観光推進機構特別事業補助金	〇〇〇〇								

様式第 6 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし観光推進機構特別事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 実施状況の写真
- 4 その他必要な書類
- 5 支払の方法
 - (1) 現金 指定金融機関名
 - (2) 口座 振替先銀行名
口 座 名

預金種別（当座・普通）
No.

公益社団法人やまなし観光推進機構理事長殿

山梨県知事

やまなし観光推進機構特別事業補助金額の確定通知書

やまなし観光推進機構特別事業補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 13 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

様式第 8 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたやまなし観光推進機構特別事業補助金について、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返金額（3－2）

その他添付書類

返還額に係る積算の内訳等